

第 8 号様式（第 15 条関係）

（第 1 面）
事 業 計 画 書

令和 7 年 10 月 6 日

三重県知事 あて

住所 三重県松阪市肥留町 385-1
事業計画者 氏名 株式会社サン・テス
代表取締役 高山定晃
電話番号 0598-56-9777

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	今後の事業拡大に向けて破砕処理の品目（金属くず、ガラスくず等）を追加する。
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	三重県松阪市肥留町字松本 385 番地 1
産業廃棄物の処理施設の種類	破砕施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）既存 ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）追加 金属くず追加 * 上記産業廃棄物は水銀使用製品産業廃棄物を除く。
産業廃棄物の処理施設の処理能力	破砕: 廃プラスチック類 1.54t/8h (既存) 金属くず: 2.62t/8h (追加、) ガラスくず等: 2.37t/8h (追加)
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	別添-1 のとおり
産業廃棄物の処理施設の処理方式	破砕
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	別添-2, 別添-3 のとおり
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	排ガス及び排水は発生しない
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガス及び排水は発生しない
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	建屋内での作業・保管
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	特になし



(第2面)

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	排ガス及び排水は発生しない	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	該当なし	
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	別添「産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画」のとおり	
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	令和7年10月21日 13時00分～14時00分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	場所：小野江公民館 収容人数：20人
	周 知 の 方 法	訪問による通知
事業計画書を 公告及び縦覧 する方法	公 告 の 方 法	自社ホームページにて公告 https://santes2081.wixsite.com/mysite
	公 告 予 定 日	令和7年10月6日
	縦 覧 場 所	株式会社サン・テス 小野江公民館
	縦 覧 開 始 予 定 日	令和7年10月6日
	縦 覧 時 間	9時00分～12時00分、13時00分～17時00分 (土曜日、日曜日、祝日を除く)
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路		搬入及び搬出の時間：8：30～17：30 作業人数：2人 搬入経路：別添-4「搬入経路図」のとおり
産業廃棄物の処理施設を使用する日時		9：00～17：00 （休憩1時間20分含む） （日曜日は除く）
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況		松阪市環境課・建築開発課・松阪地区広域消防組合 確認済
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署	本社
	T E L	0598-56-9777
	F A X	0598-56-9878

(第3面)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力(最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域(産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水(雨水及び従業員等の生活排水を除く。)を放流する場合は、放流地点を含む。)を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

【生活環境影響調査結果】

生活環境項目 生活環境影響調査項目		施設排水の 排出	施設の稼働	保管施設	廃棄物運搬 車輛の走行
大気質	二酸化窒素 (NO ₂)				○
	粉塵		○		
	浮遊粒子状物質 (SPM)				○
騒音	騒音レベル		○		○
振動	振動レベル		○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 又は臭気指数				
水質					

(大気質)

- ・ 車輛台数が少ないので環境への影響は軽微である。(1 台/日と想定)
- ・ 建屋内での作業であり、排出口から直接フレコンバックに受けるため、粉塵は舞い上がらない。

(騒音)

屋内作業であり、場内壁面に遮音材を使用する。

遮音材は、リサイクル品で材質は押出法ポリスチレンフォーム 別添-5 写真添付

(振動)

- ・ 床がコンクリートなので振動が伝わりにくい。

(悪臭)

- ・ 屋内作業である。腐敗性有機物の付着したものは取り扱わないことから、作業工程の中で臭いは発生しない

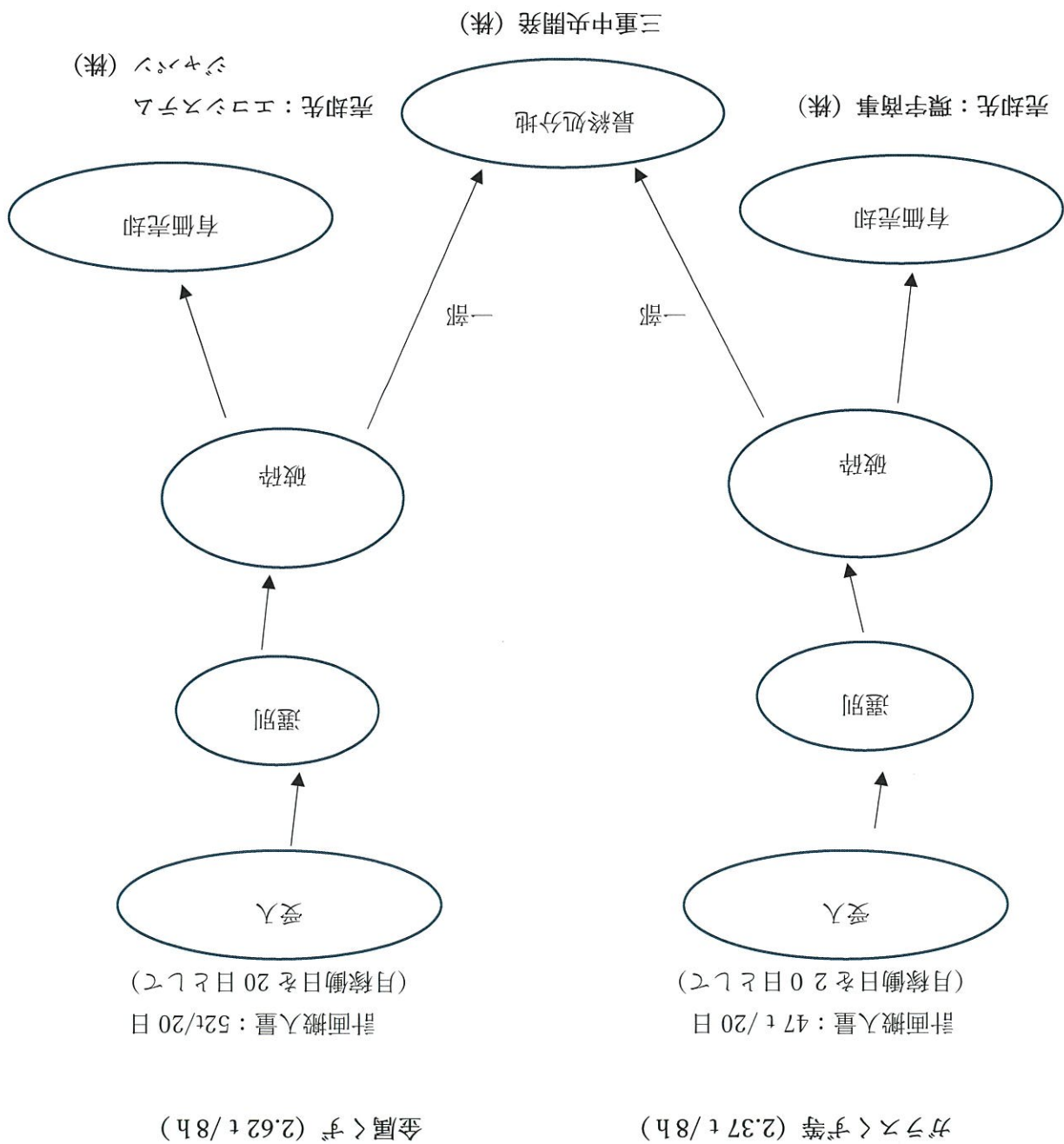
(水質)

- ・ 屋内作業である。水気を含む物は取り扱わないことから、作業工程の中で排水は発生しない。

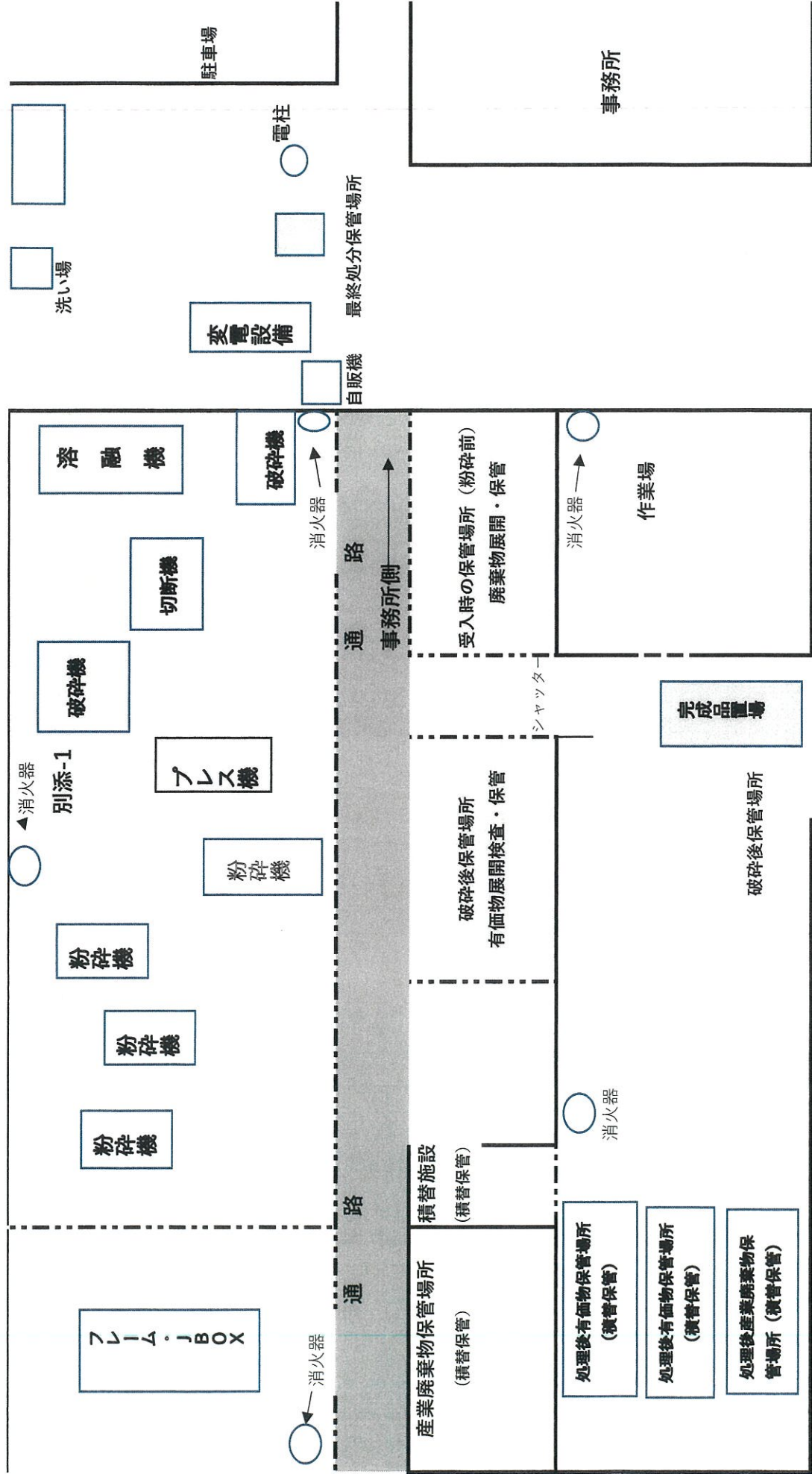
【産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画】

作業方法	作業人数：2人　作業時間：8：30～17：30
廃棄物の確認	受け入れ時にマニフェストとの整合を確認
飛散・流出・腐敗・悪臭の防止	建屋内での作業 腐敗性有機物の付着したものは取り扱わないため、悪臭の発生はない。
火災発生防止	火気厳禁・消火器の設置
衛生害虫等の発生防止	こまめな清掃・換気
騒音・振動の防止	定期的な機器の点検やメンテナンス年2回
定期点検 機能検査	使用前の日常点検。メーカーによる年1回の機能検査等
点検、検査の記録及び保存	日常点検は記録表に記録し、1年ごとに閉鎖し保管する。

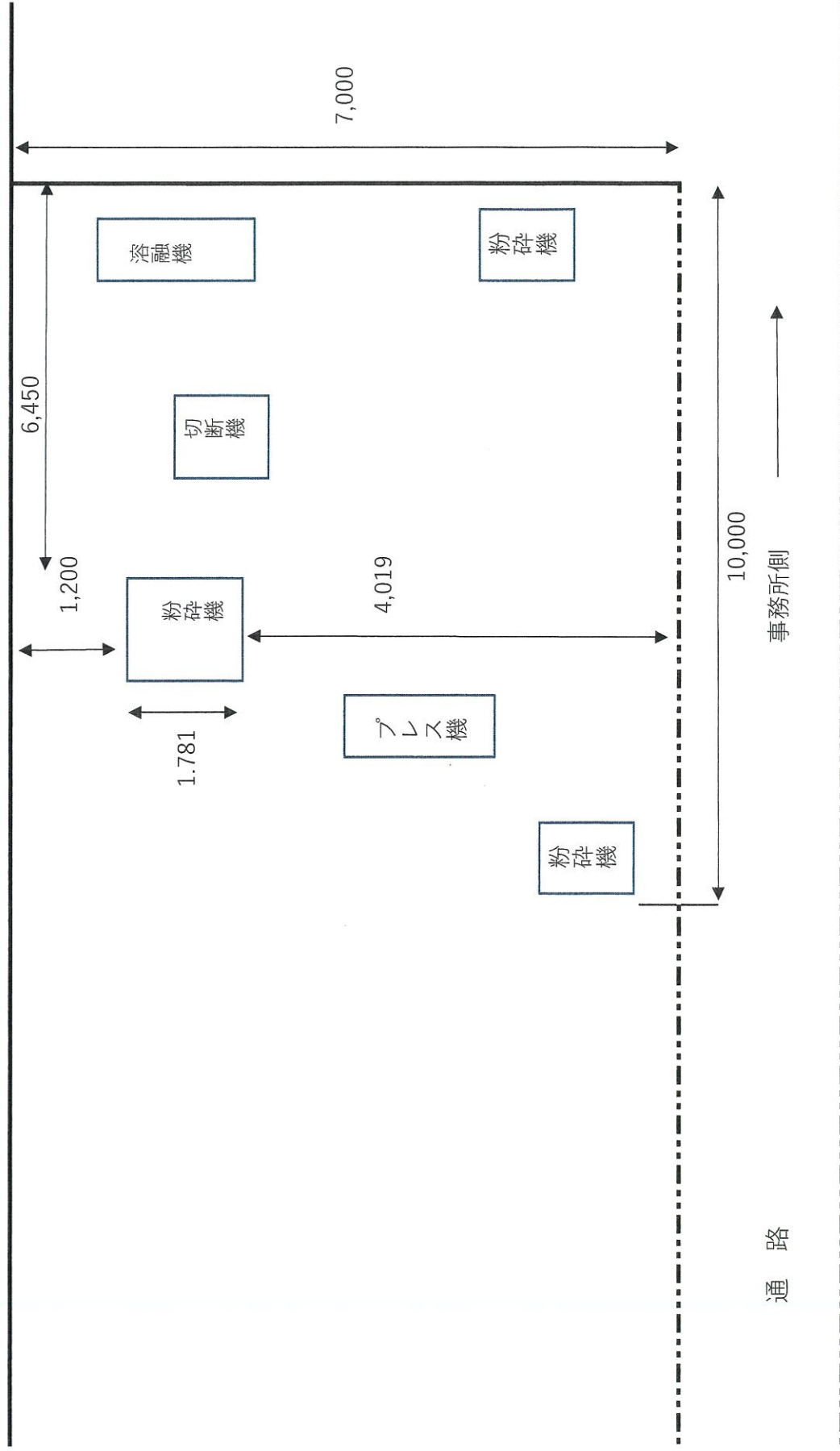
処理工程図

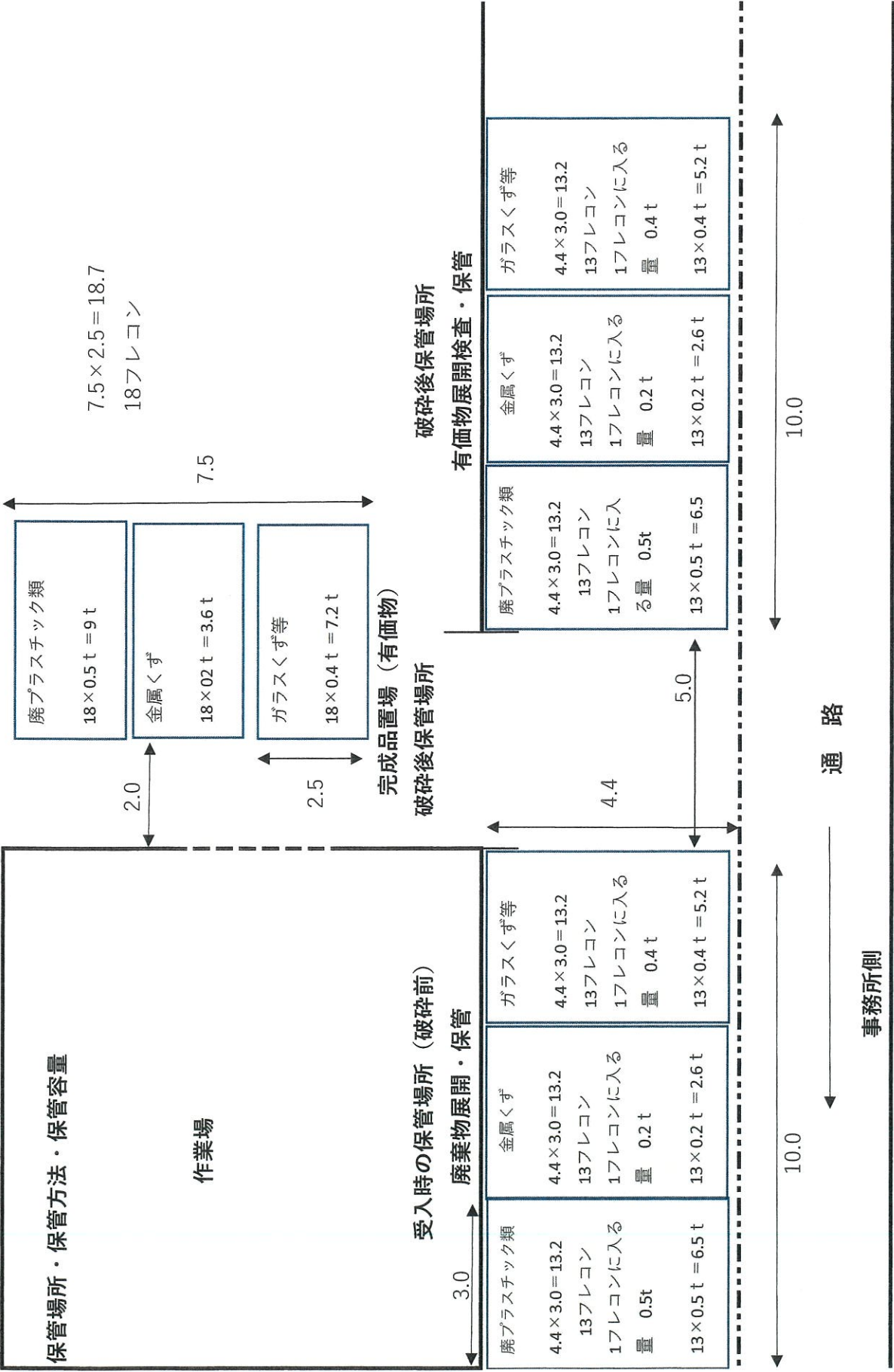


事業場全体の配置図

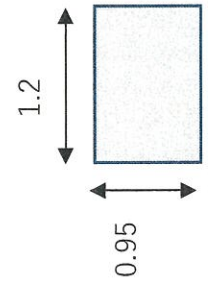
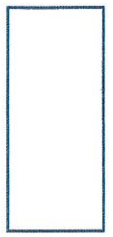
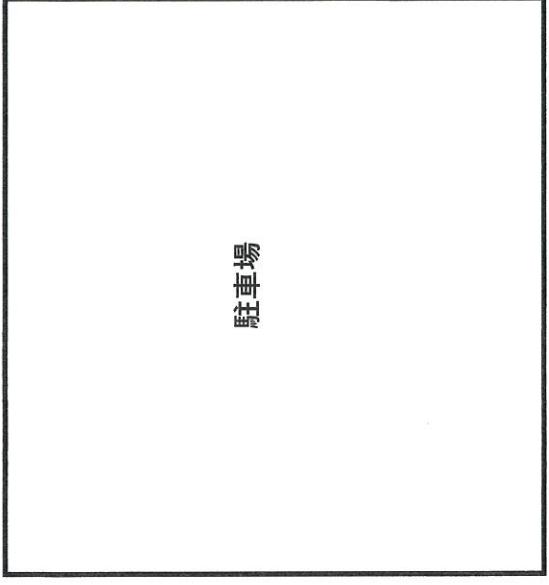


圖配置粉碎機





最終処分保管場所



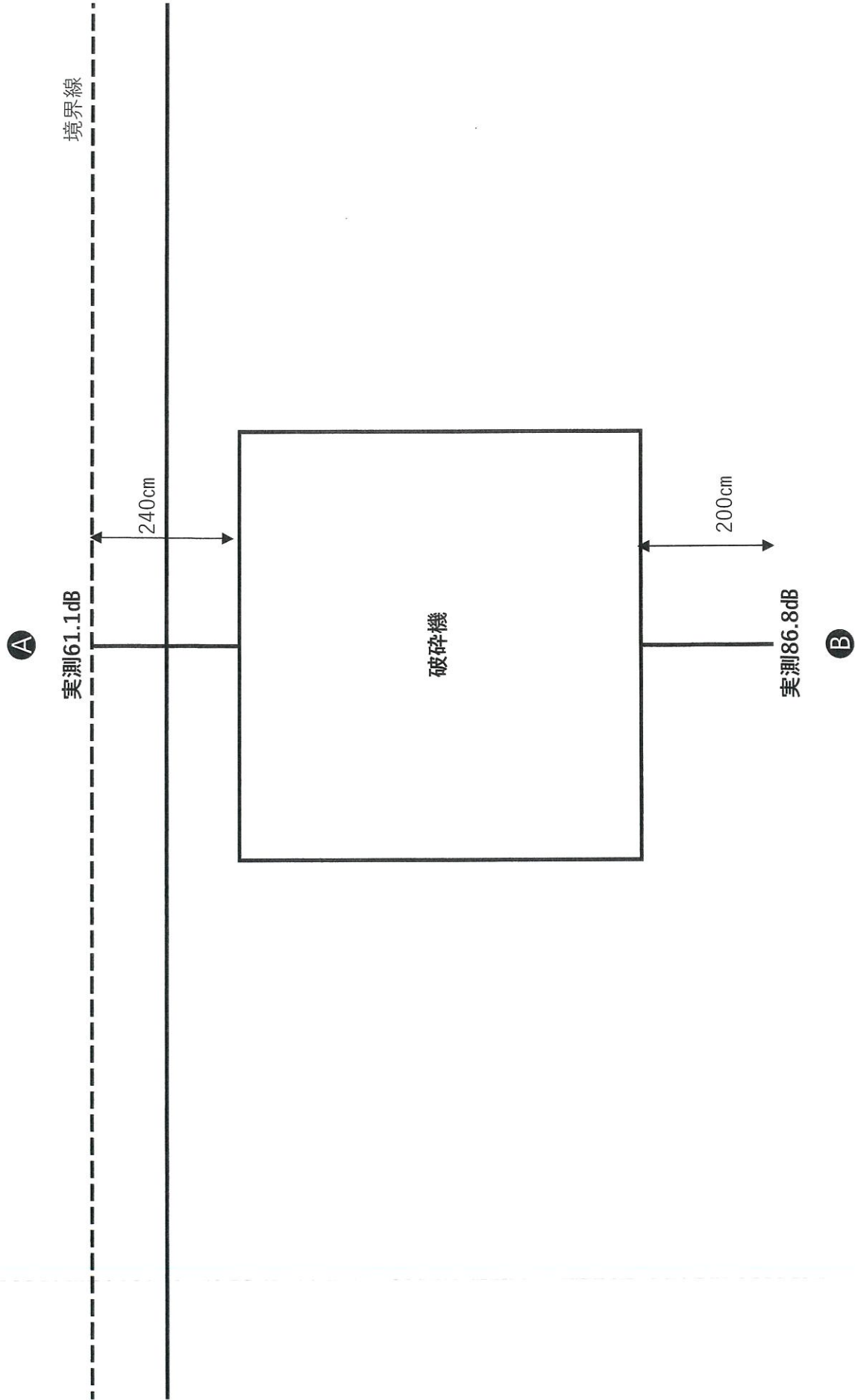
最終処分保管場所 (1m³)

通路

ガラスくず等及び金属くずの混合物

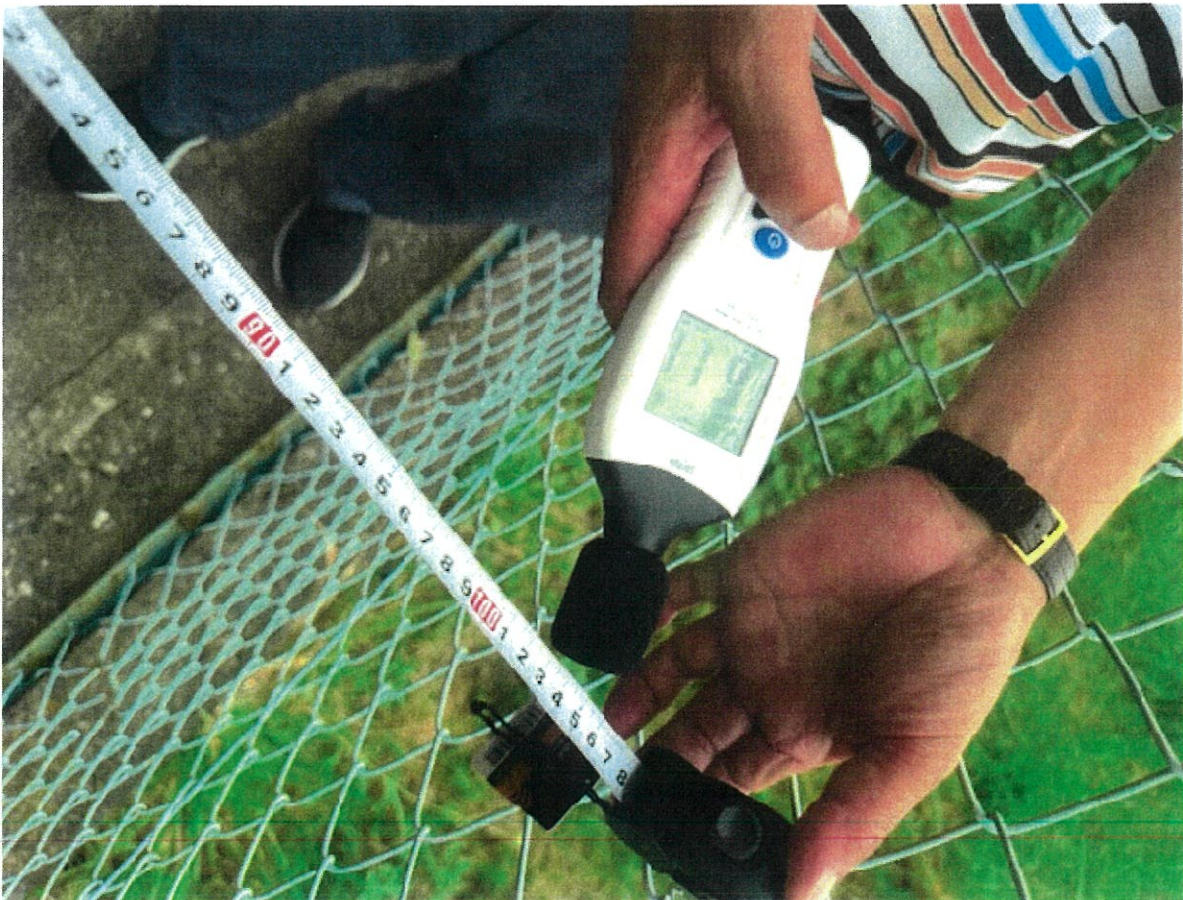
- ・鉄かご内にフレコンを設置して
フレコンの口をしっかり縛って保管する







B



A

騒音測定結果

株式会社サン・テス

実施内容：廃プラスチック類の破碎を行っている既存の破碎施設において、新たにガラスくず等や金属くずを破碎するにあたり、発生する騒音による周辺環境への影響を評価するため、測定試験を実施した。

測定日時：令和 7 年 9 月 11 日 午後 15 時～午後 15 時 30 分

測定場所：事業場敷地内 2 か所 **A** 地点 **B** 地点

測定機器：サンワサプライ株式会社製・型式 400-TST933

測定方法： 破碎機にてガラスくず等と金属くずが合さったものを
100 kg を 30 分間にわたって破碎した際に発生した騒音を測定

測定結果：測定時の工場の操業状態は通常通り

A 地点 61.1 dB

B 地点 86.8 dB

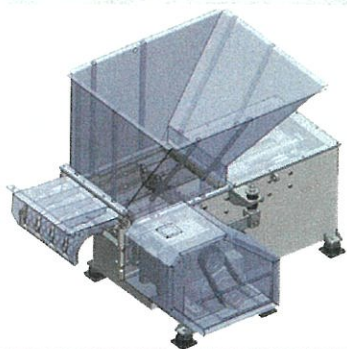
まとめ：測定結果より、既存の破碎施設で新たにガラスくず等や金属くずが合さったものを破碎した場合においても、周辺環境への影響（負荷）が増加することはないものとする

DRAGON SHRED

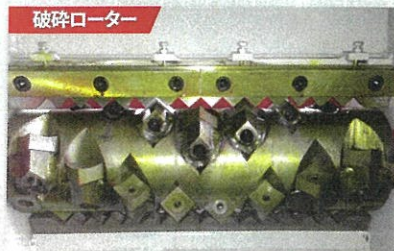
ドラゴンシュレッド

SINGLE SHAFT SHREDDER

プッシャー式 一軸破碎機 DS22



破碎ローター



スクリーン



小型軽量、移動が簡単で用途が広がる
短期投資回収一軸破碎機！
中間処理にも！

硬質プラスチック(PE容器)



硬質プラスチック(PVCパイプ)



硬質プラスチック(PEダンゴ)



硬質プラスチック(ABS成形品)



軟質プラスチック(PEフィルム)



電線



廃木材

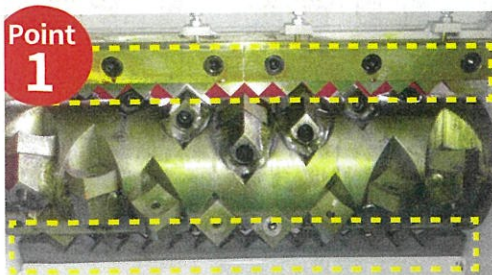


機密書類



機能・特徴

Point 1

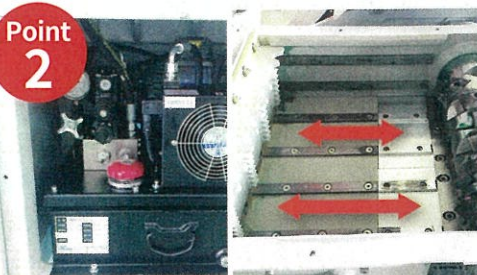


小型機種ながら□40mmバイト式回転刃を採用。いずれかの角が摩耗した場合、90°ずつローテーションすることで最大4回使用可能です。



対向2点式固定刃を標準装着し、直径15mmまでの粉碎を可能にしています。

Point 2



コンパクトにまとめられた油圧ユニットはオイルクーラーにより、長時間の連続運転を可能にします。

電磁式流量調節弁を採用したPLC自動制御油圧プッシャーは、大きな塊や丸い中空物をローターに押し付け、効率的に破碎します。

Point 3



ワイド型投入ホッパーとスクリーンフレーム一体型排出シュートはメンテナンス性に配慮し開閉可能としています。

粒度調整用スクリーンは様々な用途に対応するよう、数種類のサイズ、形状をお選びいただけます。

排出コンベアシステム



OPTION

ハイレーム/投入コンベアシステム

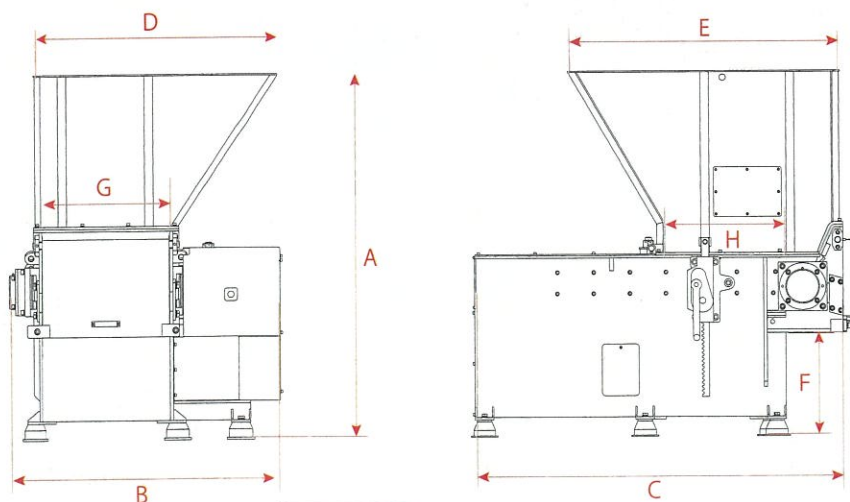


OPTION

排出ブロウシステム



OPTION



製品仕様表

型式	DS2260	
モーター容量	kW	18.5+2.2
ローター直径	mm	φ220
ローター回転数	rpm	80
回転刃数	枚	23
固定刃数	枚	2箇所×2
本体 A 高さ	mm	1713
B 幅	mm	1285
C 奥行	mm	1762
投入口 D 幅	mm	1165
E 奥行き	mm	1288
F 高さ	mm	(470)
破碎室 G 幅	mm	560
H 奥行き	mm	500
機械重量	kg	1600

✓ 中間処理許可申請もサポートします！

✓ 安心の1年間無料修理保証付き！

製品詳細はホームページでも公開中
<https://www.hasaifunsai.com/>

※品質向上のため予告なく仕様変更を行う場合がございます。



販売代理店 / お問い合わせ先



商研株式会社

<https://www.sk-world.com/>

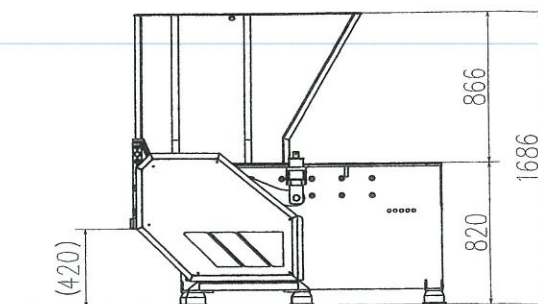
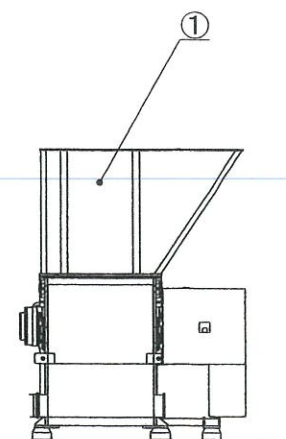
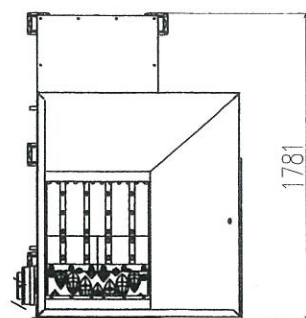


0120-742-017

〒733-0842 広島県広島市西区井口5-1-9

3/24 - 2

DS2260



①	一軸破碎機
	型式: DS2260 電動機: 18.5kW 油圧: 1.5kW
	ローター回転数: 80rpm ローター外径: 225mm
	ローター幅: 600mm プッシュストローク: 500mm
	破碎室有効寸法: 幅560mm×奥行き500mm
	回転刃数: 23枚 固定刃数: 4枚(2枚×2箇所)

WEIGHT	3RD ANG.	RATE
		1:20
		2013.08.07

一軸破碎設備

配置図

商研株式会社

DS2260 一軸破碎機
能力仕様書

2025 年 9 月 17 日

商研株式会社

DS2260 一軸破碎機／破碎能力計算

一軸破碎機「DS シリーズ」は、円筒状ローター表面に取り付けられた多数の回転刃とそれに対抗する固定刃及び破碎対象物をローター表面へ強制的に押し付ける油圧式プッシャーで構成される。

ローター表面上の回転刃はそれぞれ固定刃に対向するように配列され、プッシャーで強制的にローターへ押し付けられた破碎対象物は、回転刃により順次嚙(カジ)り取られ固定刃との剪断作用で細かく破碎されて連続的に排出される。

尚、プッシャーは往復動作を繰り返し、ローターが過負荷を検知すると後退を開始、ローターは一時停止したのち逆回転する。

この一軸破碎機による破碎処理能力(Q)は、回転刃による有効破碎容積、破碎対象物の嵩比重(n1)、容積率(n2)、および、破碎効率(n3)により、以下にて算出される。

《計算式》

$$Q = \pi/4(d_1^2 - d_2^2) \times L \times 1/2 \times N \times 60 \times 1/1000 \times n_1 \times n_2 \times n_3 \text{ -----①}$$

$$\text{ここで } \pi/4(d_1^2 - d_2^2) \times L \times 1/2 \times N \times 60 \times 1/1000 = K \text{ -----②}$$

ここで、K は理想的条件での破碎能力である。

Q = 破碎処理能力 (kg/hr)
 d1 = 回転刃先端直径 (cm)
 d2 = ローター直径 (cm)
 L = ローター幅 (cm)
 N = ローター回転数 (rpm)

②式を①式に代入すれば

$$Q = K \times n_1 \times n_2 \times n_3 \text{ -----③}$$

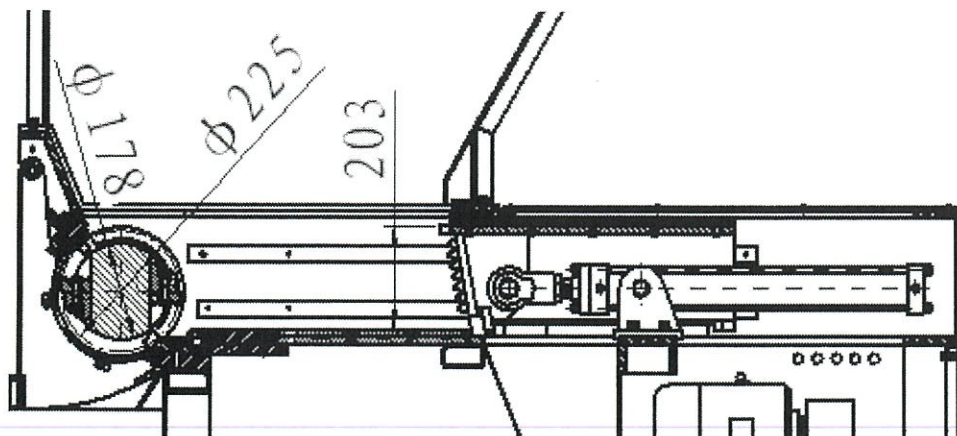
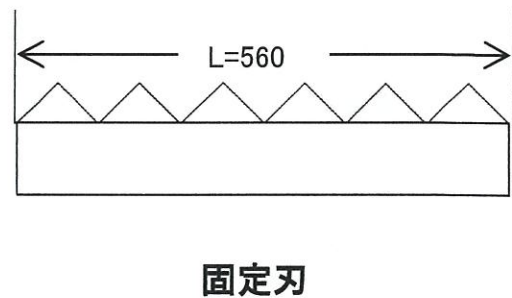
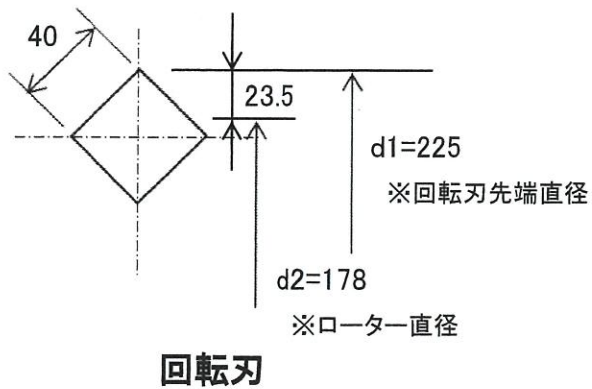
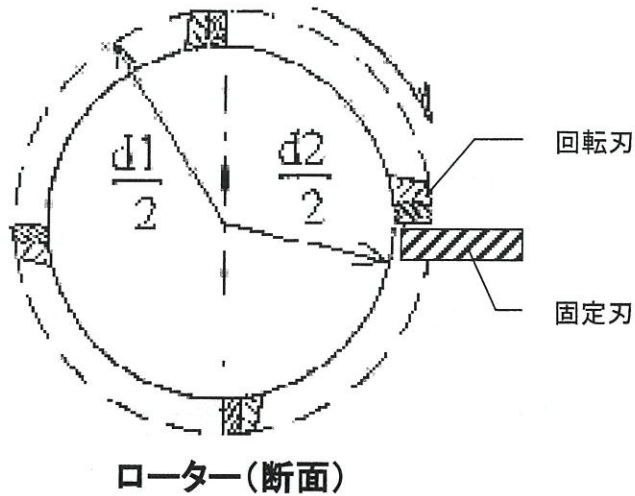
n1 = 対象物嵩比重 (g/cc)
 n2 = 容積率 (% × 1/100)
 n3 = 破碎効率 (% × 1/100)

(注1) n_1 は、平成18年に環境省から通知されている『産業廃棄物の体積から重量への換算係数』の数値に基づく。

(注2) n_2 は、回転刃による有効破碎容積(ローター全周)に対するプッシャーがローターへ原料を押し込む実容積の割合を表し、プッシャー高さ H ÷ ローター外周 πd_1 より算出。

※プッシャー高さ $H=203\text{mm}$

(注3) n_3 は、過去の破碎データ及び実績値に基づく。



(機器仕様)

型 式 : DS2260

ローター電動機 : 18.5kW(プッシャー2.2kW)

ローター寸法 : $\phi 178 \times 560\text{mmL}$ 回転刃寸法 : $40 \times 40\text{mm}$ 角 $\times 23\text{pcs.}$

ローター回転数 : 80rpm

理想的条件での破砕能力 K を求める。

数式②に数値を代入する。

$$K = \pi / 4 (22.5^2 - 17.8^2) \times 56 \times 1/2 \times 80 \times 60 \times 1/1000$$

$$= 19993.65 \text{ (L/hr)} \quad \text{-----④}$$

破砕対象物別に、④式および破砕条件係数と有効仕事率を③式に代入して計算した結果を表に示す。

破砕対象物 品目／種類	破砕条件係数			破砕処理能力	
	n1 嵩比重	n2 容積率	n3 破砕効率	kg/hr	ton/day 8 時間稼働
廃プラスチック (PVC)	0.53	0.29	7.0%	215	1.72
紙くず	0.30	0.29	9.7%	169	1.35
木くず	0.55	0.29	7.8%	249	1.99
繊維くず	0.12	0.29	9.8%	68	0.54
ゴムくず	0.52	0.29	6.1%	184	1.47
金属くず	1.13	0.29	5.0%	328	2.62
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	1.00	0.29	5.1%	296	2.37

DS2260 一軸破碎機／仕様

型式 DS2260(18.5kW)

ローター寸法： $\phi 178 \times L560\text{mm}$

ローター回転数：80rpm

回転刃寸法：40×40mm 角

回転刃数量：23 枚

スクリーン：40mm 穴

ローターモーター：三相 200V-50Hz／220V-60Hz 18.5kW

プッシャーモーター：三相 200V-50Hz／220V-60Hz 2.2kW

ホッパー寸法：幅 1140×奥行 1200mm

全体寸法：幅 1292×奥行 1781×高さ 1686mm

重量：約 1,600Kg

※改良のため予告無く変更されることがあります。

DS2260 一軸破碎機／騒音値

1 軸破碎機 DS2260 型における負荷運転時の騒音レベルの測定結果は、以下の通りである。(メーカー工場内にて計測)

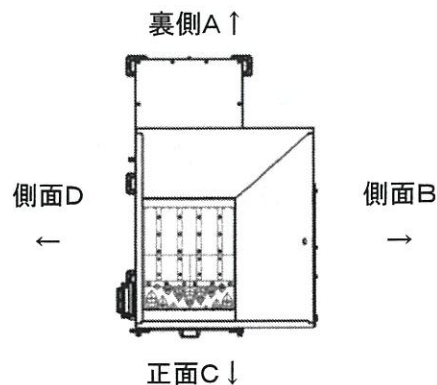
(対象機種)DS2260 型 メインモーター18.5kW プッシャー2.2KW

ローター: $\phi 178 \times 560\text{mm}$

(測定器)RION NA-24 型、スケール A

(測定位置)本機より水平 1m 地点

底面より垂直 1m 地点



騒音源から距離(m)離れた地点の騒音レベル L_p (dB)は、産業環境管理協会発行の『技術マニュアル』に基づき、以下にて算出される。

《騒音レベルの距離減衰計算式》点音源、自由空間の場合

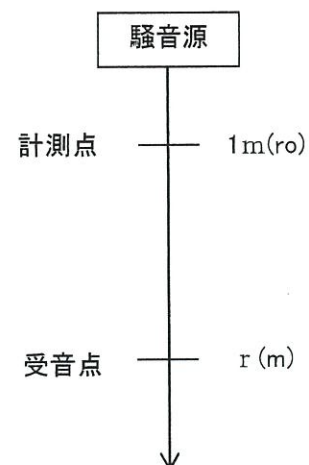
$$L_p = L_w - 10 \times \log(r/r_0)^2$$

L_p ＝距離 r (m) 地点の騒音レベル(dB)

L_w ＝計測点の騒音レベル(dB)

r ＝騒音源から受音点までの距離(m)

r_0 ＝騒音源から計測点までの距離(m)＝1m



《騒音レベルの計算》

本破碎機を工場敷地に以下条件にて設置する場合、騒音レベルは以下算出される
また、今回は以下処理物にてそれぞれ境界線での騒音値を計算する

単位: dB

処理物	裏側 A	右側面 B	正面 C	左側面 D
廃プラスチック	84	87	86	86
金属くず	89	91	91	90
ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	91	92	92	91

(設置場所)右図の通り。

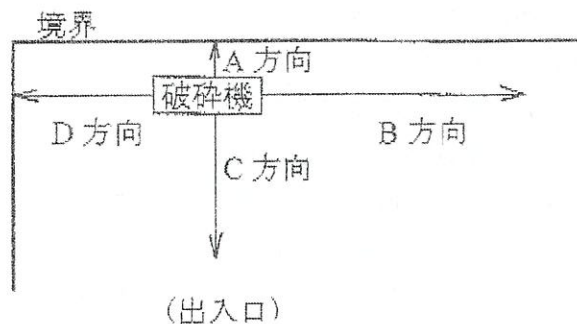
最も近い境界までの距離

A方向: 1.0m

B方向: 43.0m

C方向: 24.0m

D方向: 5.0m



(遮音壁の仕様)A方向とD方向の境界までの間に以下遮音壁を設置

外壁: 薄板鋼板 (t0.5mm)

内面: ウレタンボード (t40mm)

高さ: 3m 以上

(1) 境界までの距離減衰 $L_d(\text{dB}) = 10 \times \log(r/r_0)^2$

A、B、C、D各方向の距離減衰値は、上記の計算式に基づき以下算出される。

A地点 (1m): $L_p = 10 \times 2 \times \log(1 \div 1) = 20 \times 0.00 = 0.00(\text{dB})$

B地点 (43m): $L_p = 10 \times 2 \times \log(43 \div 1) = 20 \times 1.63 = 32.67(\text{dB})$

C地点 (24m): $L_p = 10 \times 2 \times \log(24 \div 1) = 20 \times 1.38 = 27.60(\text{dB})$

D地点 (5m): $L_p = 10 \times 2 \times \log(5 \div 1) = 20 \times 0.70 = 13.98(\text{dB})$

(2) 遮音壁による透過損失 $TL(\text{dB}) = 18 \log(M \times f) - 44$

鋼板の面密度 M_1 : 3.9 (比重 7.8、厚み 0.5mm)

ウレタンボードの面密度 M_2 : 4.0 (比重 0.1、厚み 40mm)

壁の面密度 M : $M_1 + M_2 = 7.9 \text{ kg/m}^2$

周波数 f : 1,000Hz (一般的に騒音計算にて用いる代表値)

A方向とD方向に設けた遮音壁による透過損失値は、以下算出される

$$TL(\text{dB}) = 18 \times \log(7.9 \times 1000) - 44 = 18 \times 3.898 - 44 = 70.16 - 44 = 26.16(\text{dB})$$

前述までの条件を基に各処理物で算出した結果は以下の通り。

【廃プラスチック】

A、B、C、D各方向に於ける境界での騒音レベル(Lp)は、以下算出される。

$$A \text{ 方向の境界 (1m): } L_p = 84 - 0.00 - 26.16 = 57.84(\text{dB})$$

$$B \text{ 方向の境界 (43m): } L_p = 87 - 32.67 - 0.00 = 54.33(\text{dB})$$

$$C \text{ 方向の境界 (24m): } L_p = 86 - 27.60 - 0.00 = 58.40(\text{dB})$$

$$D \text{ 方向の境界 (5m): } L_p = 86 - 13.98 - 26.16 = 45.86(\text{dB})$$

以上の結果を一覧表で示すと下表の通り。

	境界の測定位置(各方向)	A	B	C	D
①	機側 1mでの騒音レベル	84dB	87dB	86dB	86dB
②	音源から敷地境界線までの距離	1.0m	43.0m	24.0m	5.0m
③	音源から敷地境界線までの距離 減衰レベル Lb(dB) マイナス値	なし	△dB	△dB	△dB
		0.00	32.67	27.60	13.98
④	遮断壁による透過損失レベル TL(dB) マイナス値	△dB	なし	なし	△dB
		26.16	0.00	0.00	26.16
⑤	敷地境界での騒音レベル(Lp) (①－③－④)	57.84dB	54.33dB	58.40dB	45.86dB

【金属くず】

A、B、C、D各方向に於ける境界での騒音レベル(Lp)は、以下算出される。

$$A \text{ 方向の境界 (1m): } L_p = 89 - 0.00 - 26.16 = 62.84(\text{dB})$$

$$B \text{ 方向の境界 (43m): } L_p = 91 - 32.67 - 0.00 = 58.33(\text{dB})$$

$$C \text{ 方向の境界 (24m): } L_p = 91 - 27.60 - 0.00 = 63.40(\text{dB})$$

$$D \text{ 方向の境界 (5m): } L_p = 90 - 13.98 - 26.16 = 49.86(\text{dB})$$

以上の結果を一覧表で示すと下表の通り。

	境界の測定位置(各方向)	A	B	C	D
①	機側 1mでの騒音レベル	89dB	91dB	91dB	90dB
②	音源から敷地境界線までの距離	1.0m	43.0m	24.0m	5.0m
③	音源から敷地境界線までの距離 減衰レベル Lb(dB) マイナス値	なし	△dB	△dB	△dB
		0.00	32.67	27.60	13.98
④	遮断壁による透過損失レベル TL(dB) マイナス値	△dB	なし	なし	△dB
		26.16	0.00	0.00	26.16
⑤	敷地境界での騒音レベル(Lp) (①－③－④)	62.84dB	58.33dB	63.4dB	49.86dB

【ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず】

A、B、C、D各方向に於ける境界での騒音レベル(Lp)は、以下算出される。

$$\text{A方向の境界(1m): } L_p = 91 - 0.00 - 26.16 = 64.84(\text{dB})$$

$$\text{B方向の境界(43m): } L_p = 92 - 32.67 - 0.00 = 59.33(\text{dB})$$

$$\text{C方向の境界(24m): } L_p = 92 - 27.60 - 0.00 = 64.40(\text{dB})$$

$$\text{D方向の境界(5m): } L_p = 91 - 13.98 - 26.16 = 50.86(\text{dB})$$

以上の結果を一覧表で示すと下表の通り。

	境界の測定位置(各方向)	A	B	C	D
①	機側 1mでの騒音レベル	91dB	92dB	92dB	91dB
②	音源から敷地境界線までの距離	1.0m	43.0m	24.0m	5.0m
③	音源から敷地境界線までの距離 減衰レベル Lb(dB)マイナス値	なし 0.00	△dB 32.67	△dB 27.60	△dB 13.98
④	遮断壁による透過損失レベル TL(dB)マイナス値	△dB 26.16	なし 0.00	なし 0.00	△dB 26.16
⑤	敷地境界での騒音レベル(Lp) (①－③－④)	64.84dB	59.33dB	64.40dB	50.86dB

DS2260 一軸破碎機／振動値

一軸破碎機 DS2260 型(18.5kW)における負荷運転時の振動値は、機側 1m 地点で実測 67～69dB である。(メーカー工場内にて計測)

震動源から各距離における振動値(L_r)は、日本環境協会発行『振動規制技術マニュアル』に基づき、以下にて算出される。

《振動レベルの距離減衰計算式》

$$L_r = L_o - 20 \times \log(r/r_o)^n - 8.7 \lambda (r - r_o)$$

L_r : 距離 r (m) 地点の振動レベル(dB)

L_o : 基準点の振動レベル(dB)

r : 振動源からの距離(m)

r_o : 振動源から基準点までの距離(m)

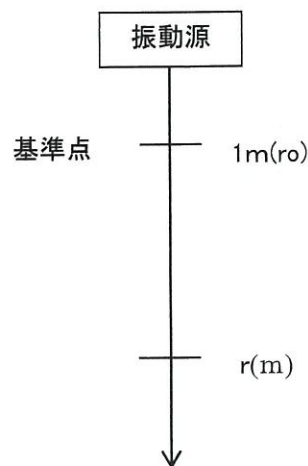
n : 表面波は 1/2(実体波は 1～2)

λ : 地盤の減衰定数($\lambda = 2\pi fh \div V$)

V : 伝搬速度(m/s)

f : 周波数(Hz)

h : 損失係数(地質により 0.01～0.5)



注1) 基準点での実測値より、 $L_o = 70$ dB、 $r_o = 1$ m

注2) $\lambda \div 0.1$ は、 $V = 150$ 、 $f = 80$ 、 $h = 0.03$ より算出

各距離での振動レベルは、上記の計算式に基づき以下算出される。

$$\begin{aligned} \text{距離 3m: } L_r &= 69 - 20 \times 0.5 \times \log(3 \div 1) - 8.7 \times 0.1 \times (3 - 1) \\ &= 69 - 4.8 - 1.7 = \mathbf{62.5(dB)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{距離 5m: } L_r &= 69 - 20 \times 0.5 \times \log(5 \div 1) - 8.7 \times 0.1 \times (5 - 1) \\ &= 69 - 7.0 - 3.5 = \mathbf{58.5(dB)} \end{aligned}$$

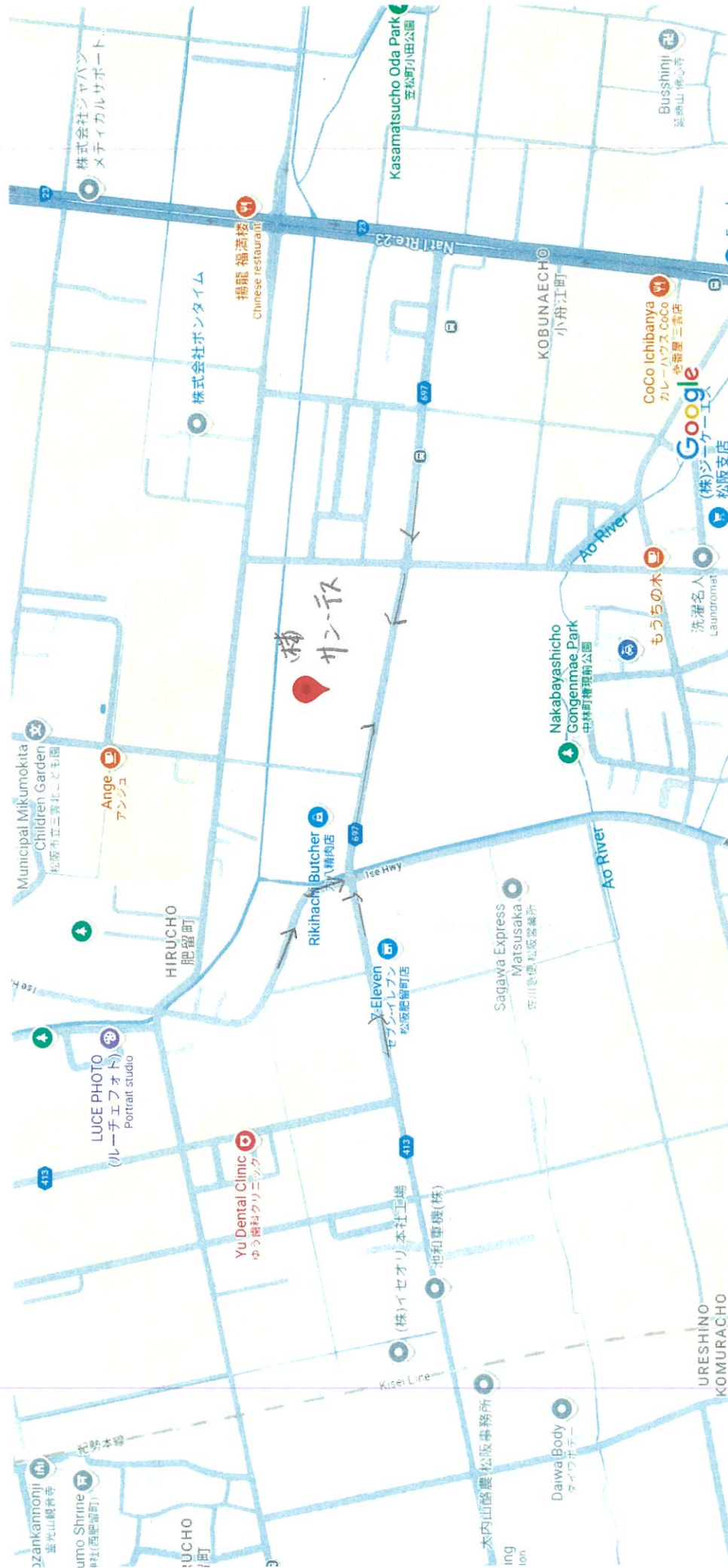
$$\begin{aligned} \text{距離 10m: } L_r &= 69 - 20 \times 0.5 \times \log(10 \div 1) - 8.7 \times 0.1 \times (10 - 1) \\ &= 69 - 10 - 7.8 = \mathbf{51.2(dB)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{距離 15m: } L_r &= 69 - 20 \times 0.5 \times \log(15 \div 1) - 8.7 \times 0.1 \times (15 - 1) \\ &= 69 - 11.8 - 12.2 = \mathbf{45.0(dB)} \end{aligned}$$

385-1 Hiruchō

Google Maps

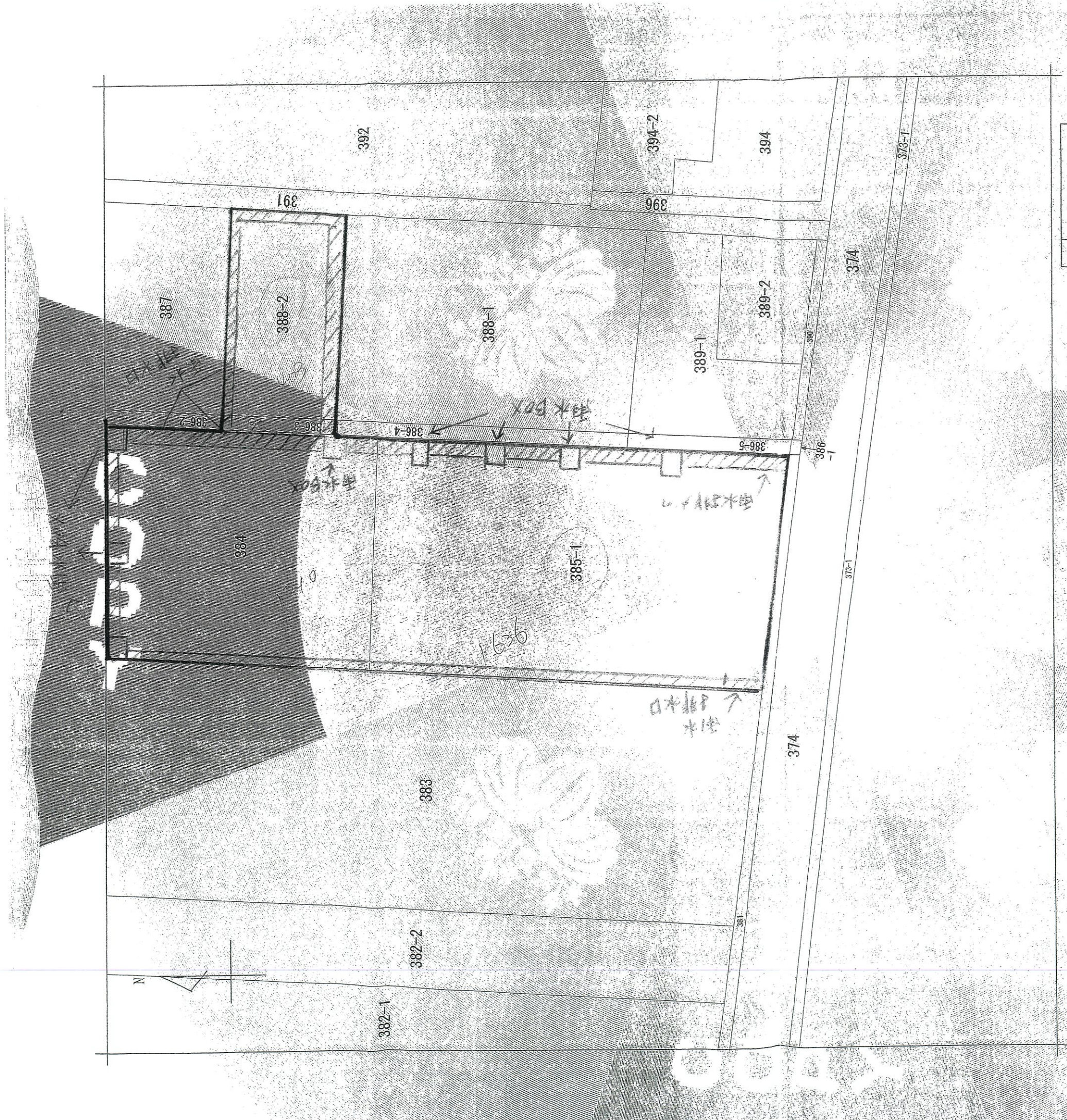
搬入経路図



Map data ©2025 100 m

2144-5





（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

肥留町
地番区域見出

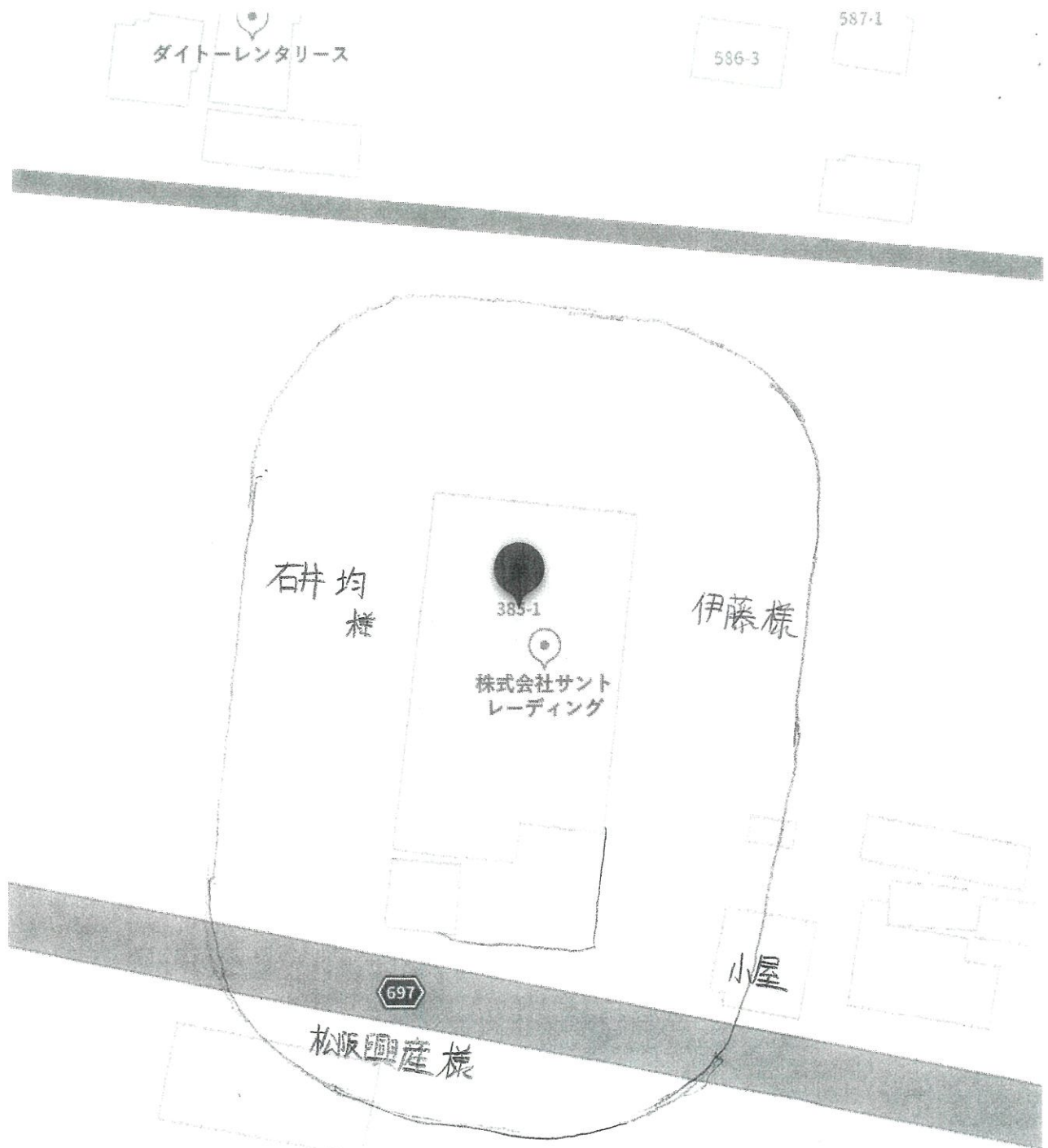
請求 部分	所 在	松阪市肥留町字松本		地 番	385番1		
出力 縮尺	1/500	精 度 区 分	座標系 番号又は 記号	分 類	地図に準ずる図面	種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	備 付 年月日 (原図)			補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成29年4月11日
津地方方法務局松阪支局
登記官



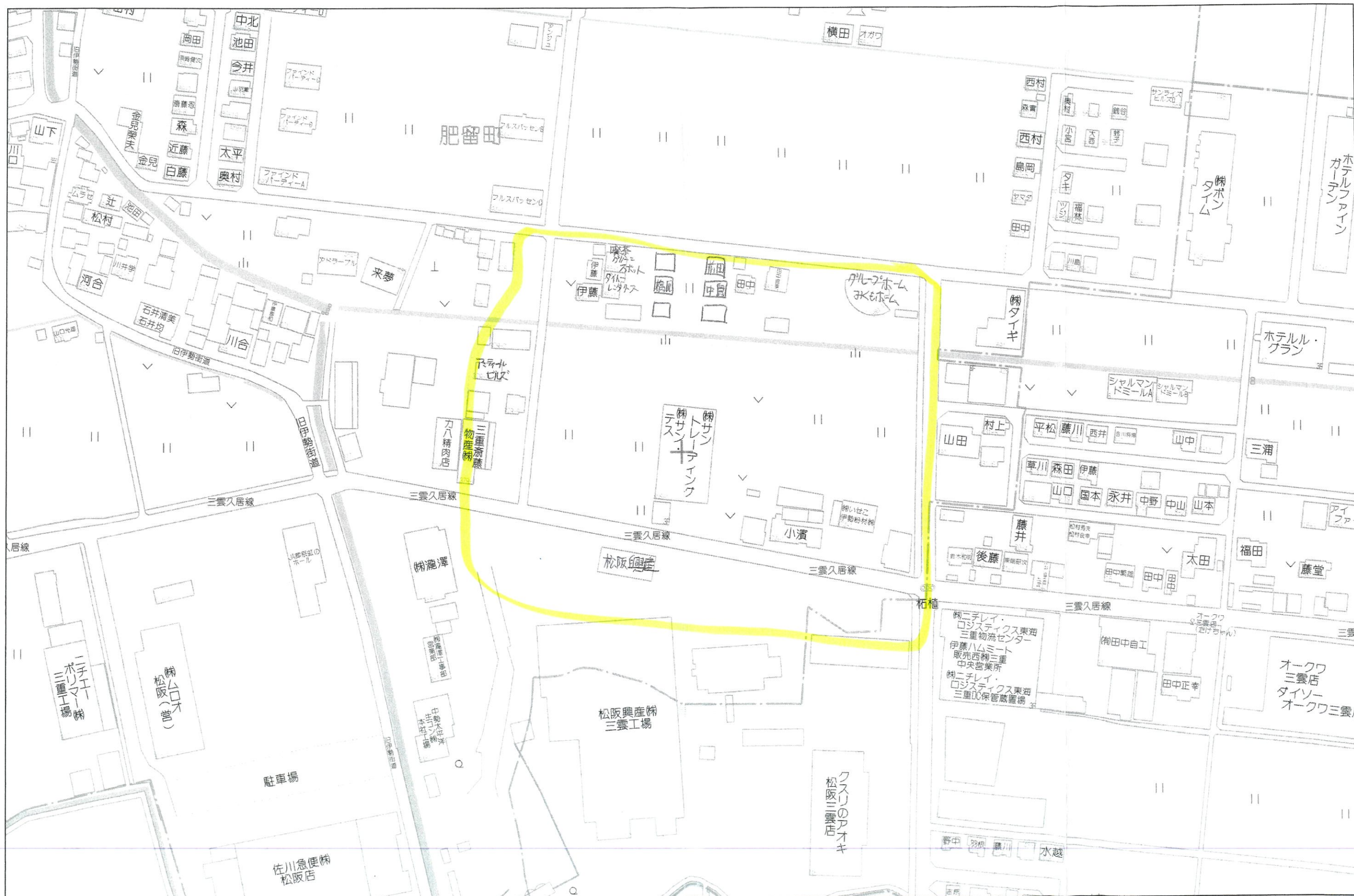
半径 20m 以内



半徑 100 m 以内



半経100m以内全体図



80m

1:1728



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	肥留町
--------	-----

請求部分	所在地	松阪市肥留町字松本	地番	384番			
出力縮尺	1/500	精度分	座標系番号又は記号	地図に準ずる図面	分類	種類	土地改良所在図
作成年月日	備付年月日(原図)		補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月16日
津地方法務局松阪支局
登記官



乾貴博

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成 1 5 年 1 0 月 8 日	不動産番号	1 9 0 1 0 0 0 2 5 6 9 5 7
所在図番号	余 白				
所 在	一志郡三雲町大字肥留字松本 3 8 5 番地 1			余 白	
	松阪市肥留町字松本 3 8 5 番地 1			平成 1 7 年 1 月 1 日変更 平成 1 7 年 2 月 2 日登記	
家屋番号	3 8 5 番 1 の 2			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
事務所	鉄骨造陸屋根 3 階建	1 階	1 0 5 4 4	平成 7 年 6 月 2 4 日新築	
		2 階	9 7 1 8		
		3 階	9 7 1 8		
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 1 5 年 1 0 月 8 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成 1 3 年 8 月 2 2 日 第 1 9 1 3 5 号	所有者 四日市市ときわ四丁目 8 番 5 号 株 式 会 社 黒 川 本 店 順位 1 番の登記を移記
2	仮差押	平成 1 4 年 3 月 1 8 日 第 6 5 8 1 号	原因 平成 1 4 年 3 月 1 5 日津地方裁判所四日 市支部仮差押命令 債権者 四日市市西新地 7 番 8 号 株 式 会 社 三 重 銀 行 順位 2 番の登記を移記
3	破産	平成 1 5 年 7 月 2 日 第 1 4 8 6 9 号	原因 平成 1 5 年 6 月 2 6 日午前 1 0 時津地方 裁判所四日市支部破産宣告 順位 3 番の登記を移記
4	2 番仮差押登記抹消	平成 1 5 年 7 月 1 4 日 第 1 5 6 8 9 号	原因 平成 1 5 年 7 月 9 日取下 順位 4 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 5 年 1 0 月 8 日
5	差押	平成 1 6 年 4 月 1 6 日 第 8 2 7 7 号	原因 平成 1 6 年 4 月 1 4 日津地方裁判所担保 不動産競売開始決定 債権者 名古屋市中区錦三丁目 2 1 番 2 4 号 株式会社ユーエフジェイ銀行
6	3 番破産登記抹消	平成 1 6 年 1 1 月 9 日 第 2 3 3 9 3 号	原因 平成 1 6 年 1 1 月 2 日権利放棄
7	所有権移転	平成 1 7 年 2 月 1 7 日 第 3 4 3 5 号	原因 平成 1 7 年 2 月 1 5 日担保不動産競売に よる売却 所有者 四日市市尾平町 2 5 7 4 番地 有限会社クリエーティブ・ヘイセイ

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (6 / 6)

1 / 4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	7番登記名義人表示変更	平成17年5月18日 第9901号	原因 平成17年5月1日商号変更 商号 有限会社ヘイセイクリエート
付記2号	7番登記名義人住所変更	平成20年3月6日 第4172号	原因 平成20年2月1日本店移転 本店 四日市市久保田二丁目15番7号
付記3号	7番登記名義人住所変更	平成22年2月24日 第3237号	原因 平成21年8月1日本店移転 本店 四日市市久保田一丁目6番47号
付記4号	7番登記名義人名称変更	令和1年5月9日 第6537号	原因 平成28年2月12日商号変更 商号 株式会社ヘイセイクリエート
8	5番差押登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
9	所有権移転	令和1年6月26日 第8934号	原因 令和1年6月26日売買 所有者 松阪市久米町1251番地1 株式会社サン・テス

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金5億2,400万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 四日市市西新地7番8号 株式会社三重銀行 共同担保 目録(イ)第8124号 順位1番(あ)の登記を移記
付記1号	1番(あ)根抵当権移転	平成15年10月10日 第22365号	原因 平成15年9月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社
1(い)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金4億1,500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8125号 順位1番(い)の登記を移記
1(う)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,700万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 松阪市京町510番地 株式会社第三銀行 (取扱店 四日市支店)

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (6/6)

2/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			共同担保 目録(イ)第8126号 順位1番(ウ)の登記を移記
1(エ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 株式会社みずほ銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8127号 順位1番(エ)の登記を移記
1(オ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億900万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 津市岩田21番27号 株式会社百五銀行 (取扱店 四日市西支店) 共同担保 目録(イ)第8128号 順位1番(オ)の登記を移記
付記1号 1 付記1号	1番(オ)根抵当権移転	平成16年4月7日 第7672号	原因 平成16年3月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	1番付記1号を1番(オ)付記1号根抵当権移転登記に順位番号更正	余 白	平成16年4月13日受付 第8000号 職権更正
3	1番(ア)、1番(イ)、1番(ウ)、1番(エ)、1番(オ)根抵当権、2番順位更正登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
4	根抵当権設定	平成17年3月18日 第6056号	原因 平成17年3月15日設定 極度額 金4,400万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 四日市市尾平町2574番地 有限会社クリエーティブ・ヘイセイ 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民生活金融公庫 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第3778号
付記1号	4番根抵当権変更	平成17年5月18日 第9902号	原因 平成17年5月1日商号変更 債務者 四日市市尾平町2574番地 有限会社ヘイセイクリエート

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (6 / 6)

3 / 4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記2号	4番根抵当権移転	令和1年5月21日 第7099号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 四日市支店)
5	4番根抵当権抹消	令和1年5月30日 第7500号	原因 令和1年5月21日解除
6	根抵当権設定	令和1年6月26日 第8935号	原因 令和1年6月26日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 松阪市久米町1251番地1 株式会社サン・テス 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 津支店) 共同担保 目録(モ)第4362号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年10月6日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝 口 和 孝

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (6/6)

4/4



表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000256956
所在図番号	余 白				
所 在	一志郡三雲町大字肥留字松本 385番地1、384番地			余 白	
	松阪市肥留町字松本 385番地1、384番地			平成17年1月1日変更 平成17年2月2日登記	
家屋番号	385番1の1			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
休憩所・物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 2階	49 49	53 53	昭和61年2月25日新築 平成23年2月20日取り壊し 〔平成25年9月24日〕
余 白	余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	
倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	478	81	平成23年2月20日符号1を主である建物に変更 〔平成25年9月24日〕	

表 題 部 (附属建物の表示)				
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	478 81	昭和61年2月25日新築 平成23年2月20日主である建物に変更 〔平成25年9月24日〕
2	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	284 46	平成3年12月10日新築
3	便所	コンクリートブロック造陸屋根平家建	2 80	昭和61年12月日不詳新築 平成23年2月20日取り壊し 〔平成25年9月24日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和61年3月11日 第6877号	所有者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株 式 会 社 黒 川 本 店 順位1番の登記を移記
2	仮差押	平成14年3月18日 第6581号	原因 平成14年3月15日津地方裁判所四日市支部仮差押命令 債権者 四日市市西新地7番8号 株 式 会 社 三 重 銀 行 順位2番の登記を移記
3	破産	平成15年7月2日 第14869号	原因 平成15年6月26日午前10時津地方裁判所四日市支部破産宣告 順位3番の登記を移記
4	2番仮差押登記抹消	平成15年7月14日	原因 平成15年7月9日取下

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (5/6) 1/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		第15689号	順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
5	差押	平成16年4月16日 第8277号	原因 平成16年4月14日津地方裁判所担保 不動産競売開始決定 債権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行
6	3番破産登記抹消	平成16年11月9日 第23393号	原因 平成16年11月2日権利放棄
7	所有権移転	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却 所有者 四日市市尾平町2574番地 有限会社クリエティブ・ヘイセイ
付記1号	7番登記名義人表示変更	平成17年5月18日 第9901号	原因 平成17年5月1日商号変更 商号 有限会社ヘイセイクリエート
付記2号	7番登記名義人住所変更	平成20年3月6日 第4172号	原因 平成20年2月1日本店移転 本店 四日市市久保田二丁目15番7号
付記3号	7番登記名義人住所変更	平成22年2月24日 第3237号	原因 平成21年8月1日本店移転 本店 四日市市久保田一丁目6番47号
付記4号	7番登記名義人名称変更	令和1年5月9日 第6537号	原因 平成28年2月12日商号変更 商号 株式会社ヘイセイクリエート
8	5番差押登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
9	所有権移転	令和1年6月26日 第8934号	原因 令和1年6月26日売買 所有者 松阪市久米町1251番地1 株式会社サン・テス

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金5億2,400万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 四日市市西新地7番8号 株式会社三重銀行 共同担保 目録(イ)第8124号 順位1番(あ)の登記を移記
付記1号	1番(あ)根抵当権移転	平成15年10月10日 第22365号	原因 平成15年9月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社
1(い)	根抵当権設定	平成14年6月17日	原因 平成14年5月31日設定

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (5/6)

2/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		第13766号	極度額 金4億1,500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8125号 順位1番(イ)の登記を移記
1(ウ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,700万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 松阪市京町510番地 株式会社第三銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8126号 順位1番(ウ)の登記を移記
1(エ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 株式会社みずほ銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8127号 順位1番(エ)の登記を移記
1(オ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億900万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 津市岩田21番27号 株式会社百五銀行 (取扱店 四日市西支店) 共同担保 目録(イ)第8128号 順位1番(オ)の登記を移記
付記1号 1 付記1号	1番(オ)根抵当権移転	平成16年4月7日 第7672号	原因 平成16年3月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	1番付記1号を1番(オ)付記1号根抵当権移転登記に順位番号更正	余白	平成16年4月13日受付 第8000号 職権更正

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (5/6)

3/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	1番(あ)、1番(い)、1番(う)、1番(え)、1番(お)根抵当権、2番順位更正登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
4	根抵当権設定	平成17年3月18日 第6056号	原因 平成17年3月15日設定 極度額 金4,400万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 四日市市尾平町2574番地 有限会社クリエーティブ・ヘイセイ 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民生活金融公庫 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(キ)第3778号
付記1号	4番根抵当権変更	平成17年5月18日 第9902号	原因 平成17年5月1日商号変更 債務者 四日市市尾平町2574番地 有限会社ヘイセイクリエート
付記2号	4番根抵当権移転	令和1年5月21日 第7099号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 四日市支店)
5	4番根抵当権抹消	令和1年5月30日 第7500号	原因 令和1年5月21日解除
6	根抵当権設定	令和1年6月26日 第8935号	原因 令和1年6月26日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 松阪市久米町1251番地1 株式会社サン・テス 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 津支店) 共同担保 目録(キ)第4362号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年10月6日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (5/6)

4/4



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000249542
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	一志郡三雲町大字肥留字松本			余白	
	松阪市肥留町字松本			平成17年1月1日変更 平成17年2月2日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
388番2	畑	403		388番から分筆 〔平成10年3月6日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日	
余白	宅地	403	02	②③平成10年月日不詳地目変更 〔平成16年5月10日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成10年7月2日 第14825号	原因 平成10年7月2日売買 所有者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株 式 会 社 黒 川 本 店 順位2番の登記を移記
2	仮差押	平成14年3月18日 第6581号	原因 平成14年3月15日津地方裁判所四日 市支部仮差押命令 債権者 四日市市西新地7番8号 株 式 会 社 三 重 銀 行 順位3番の登記を移記
3	破産	平成15年7月2日 第14869号	原因 平成15年6月26日午前10時津地方 裁判所四日市支部破産宣告 順位4番の登記を移記
4	2番仮差押登記抹消	平成15年7月14日 第15689号	原因 平成15年7月9日取下 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日
5	差押	平成16年4月16日 第8277号	原因 平成16年4月14日津地方裁判所担保 不動産競売開始決定 債権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行
6	3番破産登記抹消	平成16年11月9日 第23393号	原因 平成16年11月2日権利放棄
7	所有権移転	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売に よる売却 所有者 四日市市尾平町2574番地 有限会社クリエーティブ・ヘイセイ

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (4/6)

1/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	7番登記名義人表示変更	平成17年5月18日 第9901号	原因 平成17年5月1日商号変更 商号 <u>有限会社ヘイセイクリエート</u>
付記2号	7番登記名義人住所変更	平成20年3月6日 第4172号	原因 平成20年2月1日本店移転 本店 <u>四日市市久保田二丁目15番7号</u>
付記3号	7番登記名義人住所変更	平成22年2月24日 第3237号	原因 平成21年8月1日本店移転 本店 <u>四日市市久保田一丁目6番47号</u>
付記4号	7番登記名義人名称変更	令和1年5月9日 第6537号	原因 平成28年2月12日商号変更 商号 <u>株式会社ヘイセイクリエート</u>
8	5番差押登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
9	所有権移転	令和1年6月26日 第8934号	原因 令和1年6月26日売買 所有者 <u>松阪市久米町1251番地1</u> <u>株式会社サン・テス</u>

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金5億2,400万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 <u>四日市市ときわ四丁目8番5号</u> <u>株式会社黒川本店</u> 根抵当権者 <u>四日市市西新地7番8号</u> <u>株式会社三重銀行</u> 共同担保 目録(イ)第8124号 順位1番(あ)の登記を移記
付記1号	1番(あ)根抵当権移転	平成15年10月10日 第22365号	原因 平成15年9月29日債権譲渡 根抵当権者 <u>東京都港区浜松町二丁目4番1号</u> <u>オリックス債権回収株式会社</u>
1(い)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金4億1,500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 <u>四日市市ときわ四丁目8番5号</u> <u>株式会社黒川本店</u> 根抵当権者 <u>名古屋市中区錦三丁目21番24号</u> <u>株式会社ユーエフジェイ銀行</u> (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8125号 順位1番(い)の登記を移記
1(う)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,700万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 <u>四日市市ときわ四丁目8番5号</u> <u>株式会社黒川本店</u> 根抵当権者 <u>松阪市京町510番地</u> <u>株式会社第三銀行</u> (取扱店 四日市支店)

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (4/6)

2/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			共同担保 目録(イ)第8126号 順位1番(ウ)の登記を移記
1(エ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 株式会社みずほ銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8127号 順位1番(エ)の登記を移記
1(オ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億900万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 津市岩田21番27号 株式会社百五銀行 (取扱店 四日市西支店) 共同担保 目録(イ)第8128号 順位1番(オ)の登記を移記
付記1号 1 付記1号	1番(オ)根抵当権移転	平成16年4月7日 第7672号	原因 平成16年3月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	1番付記1号を1番(オ)付記1号根抵当権移転登記に順位番号更正	余白	平成16年4月13日受付 第8000号 職権更正
3	1番(ア)、1番(イ)、1番(ウ)、1番(エ)、1番(オ)根抵当権、2番順位更正登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
4	根抵当権設定	平成17年3月18日 第6056号	原因 平成17年3月15日設定 極度額 金4,400万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 四日市市尾平町2574番地 有限会社クリエーティブ・ヘイセイ 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民生活金融公庫 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(オ)第3778号
付記1号	4番根抵当権変更	平成17年5月18日 第9902号	原因 平成17年5月1日商号変更 債務者 四日市市尾平町2574番地 有限会社ヘイセイクリエイト

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (4/6)

3/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記2号	4番根抵当権移転	令和1年5月21日 第7099号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 四日市支店)
5	4番根抵当権抹消	令和1年5月30日 第7500号	原因 令和1年5月21日解除
6	根抵当権設定	令和1年6月26日 第8935号	原因 令和1年6月26日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 松阪市久米町1251番地1 株式会社サン・テス 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 津支店) 共同担保 目録(モ)第4362号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年10月6日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (4/6)

4/4



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000249537
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	一志郡三雲町大字肥留字松本			余白	
	松阪市肥留町字松本			平成17年1月1日変更 平成17年2月2日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
386番3	公衆用道路	30		386番から分筆 〔平成10年4月20日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日	
余白	宅地	30	00	②③平成10年月日不詳地目変更 〔平成16年5月10日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成10年12月4日 第25690号	原因 平成10年11月19日売買 所有者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株 式 会 社 黒 川 本 店 順位2番の登記を移記
2	仮差押	平成14年3月18日 第6581号	原因 平成14年3月15日津地方裁判所四日 市支部仮差押命令 債権者 四日市市西新地7番8号 株 式 会 社 三 重 銀 行 順位3番の登記を移記
3	破産	平成15年7月2日 第14869号	原因 平成15年6月26日午前10時津地方 裁判所四日市支部破産宣告 順位4番の登記を移記
4	2番仮差押登記抹消	平成15年7月14日 第15689号	原因 平成15年7月9日取下 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日
5	差押	平成16年4月16日 第8277号	原因 平成16年4月14日津地方裁判所担保 不動産競売開始決定 債権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行
6	3番破産登記抹消	平成16年11月9日 第23393号	原因 平成16年11月2日権利放棄
7	所有権移転	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売に よる売却 所有者 四日市市尾平町2574番地 有限会社クリエイティブ・ヘイセイ

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (3/6)

1/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	7番登記名義人表示変更	平成17年5月18日 第9901号	原因 平成17年5月1日商号変更 商号 有限会社ヘイセイクリエート
付記2号	7番登記名義人住所変更	平成20年3月6日 第4172号	原因 平成20年2月1日本店移転 本店 四日市市久保田二丁目15番7号
付記3号	7番登記名義人住所変更	平成22年2月24日 第3237号	原因 平成21年8月1日本店移転 本店 四日市市久保田一丁目6番47号
付記4号	7番登記名義人名称変更	令和1年5月9日 第6537号	原因 平成28年2月12日商号変更 商号 株式会社ヘイセイクリエート
8	5番差押登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
9	所有権移転	令和1年6月26日 第8934号	原因 令和1年6月26日売買 所有者 松阪市久米町1251番地1 株式会社サン・テス

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金5億2,400万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 四日市市西新地7番8号 株式会社三重銀行 共同担保 目録(イ)第8124号 順位1番(あ)の登記を移記
付記1号	1番(あ)根抵当権移転	平成15年10月10日 第22365号	原因 平成15年9月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社
1(い)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金4億1,500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8125号 順位1番(い)の登記を移記
1(う)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,700万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 松阪市京町510番地 株式会社第三銀行 (取扱店 四日市支店)

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (3/6)

2/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			共同担保 目録(イ)第8126号 順位1番(ウ)の登記を移記
1(エ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 株式会社みずほ銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8127号 順位1番(エ)の登記を移記
1(オ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億900万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 津市岩田21番27号 株式会社百五銀行 (取扱店 四日市西支店) 共同担保 目録(イ)第8128号 順位1番(オ)の登記を移記
付記1号 1 付記1号	1番(オ)根抵当権移転	平成16年4月7日 第7672号	原因 平成16年3月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	1番付記1号を1番(オ)付記1号根抵当権移転登記に順位番号更正	余白	平成16年4月13日受付 第8000号 職権更正
3	1番(ア)、1番(イ)、1番(ウ)、1番(エ)、1番(オ)根抵当権、2番順位更正登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
4	根抵当権設定	平成17年3月18日 第6056号	原因 平成17年3月15日設定 極度額 金4,400万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 四日市市尾平町2574番地 有限会社クリエティブ・ヘイセイ 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民生活金融公庫 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(ア)第3778号
付記1号	4番根抵当権変更	平成17年5月18日 第9902号	原因 平成17年5月1日商号変更 債務者 四日市市尾平町2574番地 有限会社ヘイセイクリエイト

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (3/6)

3/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記2号	4番根抵当権移転	令和1年5月21日 第7099号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 四日市支店)
5	4番根抵当権抹消	令和1年5月30日 第7500号	原因 令和1年5月21日解除
6	根抵当権設定	令和1年6月26日 第8935号	原因 令和1年6月26日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 松阪市久米町1251番地1 株 式 会 社 サ ン ・ テ ス 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 津支店) 共同担保 目録(㊦)第4362号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年10月6日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝 口 和 孝

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (3/6)

4/4



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000249533
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	一志郡三雲町大字肥留字松本			余白	
	松阪市肥留町字松本			平成17年1月1日変更 平成17年2月2日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
400番	畑	661		余白	
384番	畑	1210		昭和46年10月30日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 522番1、522番3、523番2、523番3 〔昭和47年2月15日〕	
余白	宅地	1210	00	②③昭和60年11月13日地目変更 〔昭和61年3月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和49年8月23日 第23444号	原因 昭和49年8月8日売買 所有者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株 式 会 社 黒 川 本 店 順位1番の登記を移記
2	仮差押	平成14年3月18日 第6581号	原因 平成14年3月15日津地方裁判所四日 市支部仮差押命令 債権者 四日市市西新地7番8号 株 式 会 社 三 重 銀 行 順位2番の登記を移記
3	破産	平成15年7月2日 第14869号	原因 平成15年6月26日午前10時津地方 裁判所四日市支部破産宣告 順位3番の登記を移記
4	2番仮差押登記抹消	平成15年7月14日 第15689号	原因 平成15年7月9日取下 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日
5	差押	平成16年4月16日 第8277号	原因 平成16年4月14日津地方裁判所担保 不動産競売開始決定 債権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行
6	3番破産登記抹消	平成16年11月9日 第23393号	原因 平成16年11月2日権利放棄

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (2 / 6)

1 / 4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
7	所有権移転	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却 所有者 四日市市尾平町2574番地 有限会社クリエイティブ・ヘイセイ
付記1号	7番登記名義人表示変更	平成17年5月18日 第9901号	原因 平成17年5月1日商号変更 商号 有限会社ヘイセイクリエート
付記2号	7番登記名義人住所変更	平成20年3月6日 第4172号	原因 平成20年2月1日本店移転 本店 四日市市久保田二丁目15番7号
付記3号	7番登記名義人住所変更	平成22年2月24日 第3237号	原因 平成21年8月1日本店移転 本店 四日市市久保田一丁目6番47号
付記4号	7番登記名義人名称変更	令和1年5月9日 第6537号	原因 平成28年2月12日商号変更 商号 株式会社ヘイセイクリエート
8	5番差押登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
9	所有権移転	令和1年6月26日 第8934号	原因 令和1年6月26日売買 所有者 松阪市久米町1251番地1 株式会社サン・テス

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金5億2,400万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 四日市市西新地7番8号 株式会社三重銀行 共同担保 目録(イ)第8124号 順位1番(あ)の登記を移記
付記1号	1番(あ)根抵当権移転	平成15年10月10日 第22365号	原因 平成15年9月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社
1(い)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金4億1,500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8125号 順位1番(い)の登記を移記
1(う)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,700万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 松阪市京町510番地 株式会社第三銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8126号 順位1番(ウ)の登記を移記
1(エ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,200万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 株式会社みずほ銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8127号 順位1番(エ)の登記を移記
1(オ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億900万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 津市岩田21番27号 株式会社百五銀行 (取扱店 四日市西支店) 共同担保 目録(イ)第8128号 順位1番(オ)の登記を移記
付記1号 1 付記1号	1番(オ)根抵当権移転	平成16年4月7日 第7672号	原因 平成16年3月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	1番付記1号を1番(オ)付記1号根抵当権移転登記に順位番号更正	余 白	平成16年4月13日受付 第8000号 職権更正
3	1番(ア)、1番(イ)、1番(ウ)、1番(エ)、1番(オ)根抵当権、2番順位更正登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
4	根抵当権設定	平成17年3月18日 第6056号	原因 平成17年3月15日設定 極度額 金4,400万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 債務者 四日市市尾平町2574番地 有限会社クリエイティブ・ヘイセイ 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民生活金融公庫 (取扱店 四日市支店)

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (2/6)

3/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記 1 号	4 番根抵当権変更	平成 1 7 年 5 月 1 8 日 第 9 9 0 2 号	共同担保 目録(+)第 3 7 7 8 号 原因 平成 1 7 年 5 月 1 日商号変更 債務者 四日市市尾平町 2 5 7 4 番地 有限会社ヘイセイクリエート
	4 番根抵当権移転	令和 1 年 5 月 2 1 日 第 7 0 9 9 号	原因 平成 2 0 年 1 0 月 1 日株式会社日本政策 金融公庫法附則第 1 5 条第 1 項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 四日市支店)
5	4 番根抵当権抹消	令和 1 年 5 月 3 0 日 第 7 5 0 0 号	原因 令和 1 年 5 月 2 1 日解除
6	根抵当権設定	令和 1 年 6 月 2 6 日 第 8 9 3 5 号	原因 令和 1 年 6 月 2 6 日設定 極度額 金 3, 5 0 0 万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 松阪市久米町 1 2 5 1 番地 1 株 式 会 社 サ ン ・ テ ス 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 津支店) 共同担保 目録(+)第 4 3 6 2 号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和 7 年 1 0 月 6 日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝 口 和 孝

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 7 9 1 8 4 (2 / 6)

4 / 4



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年10月8日	不動産番号	1901000249534
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	一志郡三雲町大字肥留字松本			余白	
	松阪市肥留町字松本			平成17年1月1日変更 平成17年2月2日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
556番1	畑	23		余白	
385番1	畑	1636		昭和46年10月30日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 556番3、567番1 〔昭和47年2月15日〕	
余白	宅地	1636	00	②③昭和60年11月13日地目変更 〔昭和61年3月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和49年8月23日 第23443号	原因 昭和49年8月8日売買 所有者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株 式 会 社 黒 川 本 店 順位1番の登記を移記
2	仮差押	平成14年3月18日 第6581号	原因 平成14年3月15日津地方裁判所四日 市支部仮差押命令 債権者 四日市市西新地7番8号 株 式 会 社 三 重 銀 行 順位2番の登記を移記
3	破産	平成15年7月2日 第14869号	原因 平成15年6月26日午前10時津地方 裁判所四日市支部破産宣告 順位3番の登記を移記
4	2番仮差押登記抹消	平成15年7月14日 第15689号	原因 平成15年7月9日取下 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月8日
5	差押	平成16年4月16日 第8277号	原因 平成16年4月14日津地方裁判所担保 不動産競売開始決定 債権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行
6	3番破産登記抹消	平成16年11月9日 第23393号	原因 平成16年11月2日権利放棄

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (1/6)

1/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
7	所有権移転	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却 所有者 四日市市尾平町2574番地 有限会社クリエイティブ・ヘイセイ
付記1号	7番登記名義人表示変更	平成17年5月18日 第9901号	原因 平成17年5月1日商号変更 商号 有限会社ヘイセイクリエート
付記2号	7番登記名義人住所変更	平成20年3月6日 第4172号	原因 平成20年2月1日本店移転 本店 四日市市久保田二丁目15番7号
付記3号	7番登記名義人住所変更	平成22年2月24日 第3237号	原因 平成21年8月1日本店移転 本店 四日市市久保田一丁目6番47号
付記4号	7番登記名義人名称変更	令和1年5月9日 第6537号	原因 平成28年2月12日商号変更 商号 株式会社ヘイセイクリエート
8	5番差押登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 平成17年2月15日担保不動産競売による売却
9	所有権移転	令和1年6月26日 第8934号	原因 令和1年6月26日売買 所有者 松阪市久米町1251番地1 株式会社サン・テス

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金5億2,400万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 四日市市西新地7番8号 株式会社三重銀行 共同担保 目録(イ)第8124号 順位1番(あ)の登記を移記
付記1号	1番(あ)根抵当権移転	平成15年10月10日 第22365号	原因 平成15年9月29日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス債権回収株式会社
1(い)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金4億1,500万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 四日市市ときわ四丁目8番5号 株式会社黒川本店 根抵当権者 名古屋市中区錦三丁目21番24号 株式会社ユーエフジェイ銀行 (取扱店 四日市支店) 共同担保 目録(イ)第8125号 順位1番(い)の登記を移記
1(う)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 平成14年5月31日設定 極度額 金2億5,700万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (1/6)

2/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債務者 <u>四日市市ときわ四丁目8番5号</u> <u>株式会社黒川本店</u> 根抵当権者 <u>松阪市京町510番地</u> <u>株式会社第三銀行</u> (取扱店 <u>四日市支店</u>) 共同担保 <u>目録(イ)第8126号</u> 順位1番(ウ)の登記を移記
1(エ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 <u>平成14年5月31日設定</u> 極度額 <u>金2億5,200万円</u> 債権の範囲 <u>銀行取引 手形債権 小切手債権</u> 債務者 <u>四日市市ときわ四丁目8番5号</u> <u>株式会社黒川本店</u> 根抵当権者 <u>東京都千代田区内幸町一丁目1番5号</u> <u>株式会社みずほ銀行</u> (取扱店 <u>四日市支店</u>) 共同担保 <u>目録(イ)第8127号</u> 順位1番(エ)の登記を移記
1(オ)	根抵当権設定	平成14年6月17日 第13766号	原因 <u>平成14年5月31日設定</u> 極度額 <u>金2億900万円</u> 債権の範囲 <u>銀行取引 手形債権 小切手債権</u> 債務者 <u>四日市市ときわ四丁目8番5号</u> <u>株式会社黒川本店</u> 根抵当権者 <u>津市岩田21番27号</u> <u>株式会社百五銀行</u> (取扱店 <u>四日市西支店</u>) 共同担保 <u>目録(イ)第8128号</u> 順位1番(オ)の登記を移記
付記1号 1 付記1号	1番(オ)根抵当権移転	平成16年4月7日 第7672号	原因 <u>平成16年3月29日債権譲渡</u> 根抵当権者 <u>東京都港区浜松町二丁目4番1号</u> <u>オリックス債権回収株式会社</u>
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成15年10月8日
2	1番付記1号を1番(オ)付記1号根抵当権移転登記に順位番号更正	余 白	平成16年4月13日受付 第8000号 職権更正
3	1番(ア)、1番(イ)、1番(ウ)、1番(エ)、1番(オ)根抵当権、2番順位更正登記抹消	平成17年2月17日 第3435号	原因 <u>平成17年2月15日担保不動産競売による売却</u>
4	根抵当権設定	平成17年3月18日 第6056号	原因 <u>平成17年3月15日設定</u> 極度額 <u>金4,400万円</u> 債権の範囲 <u>金銭消費貸借取引 保証取引</u> 債務者 <u>四日市市尾平町2574番地</u> <u>有限会社クリエティブ・ヘイセイ</u> 根抵当権者 <u>東京都千代田区大手町一丁目9番3号</u> <u>国民生活金融公庫</u> (取扱店 <u>四日市支店</u>)

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (1/6)

3/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号			共同担保 目録(+)第3778号
	4番根抵当権変更	平成17年5月18日 第9902号	原因 平成17年5月1日商号変更 債務者 四日市市尾平町2574番地 有限会社ヘイセイクリエート
付記2号	4番根抵当権移転	令和1年5月21日 第7099号	原因 平成20年10月1日株式会社日本政策 金融公庫法附則第15条第1項による承継 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 四日市支店)
5	4番根抵当権抹消	令和1年5月30日 第7500号	原因 令和1年5月21日解除
6	根抵当権設定	令和1年6月26日 第8935号	原因 令和1年6月26日設定 極度額 金3,500万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 松阪市久米町1251番地1 株式会社サン・テス 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番 4号 株式会社日本政策金融公庫 (取扱店 津支店) 共同担保 目録(+)第4362号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年10月6日
津地方法務局松阪支局

登記官

溝口和孝

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D79184 (1/6)

4/4



履歴事項全部証明書

三重県松阪市肥留町 3 8 5 番地 1

株式会社サン・テス

会社法人等番号	1 9 0 0 - 0 1 - 0 1 1 6 7 6	
商 号	株式会社サン・テス	
本 店	<u>三重県松阪市久米町 1 2 5 1 番地 1</u>	
	三重県松阪市肥留町 3 8 5 番地 1	令和 3 年 8 月 1 8 日移転
		令和 3 年 8 月 2 6 日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成 2 0 年 9 月 2 9 日	
目 的	1、プラスチックの製造。加工業 2、プラスチックの破碎、圧縮、溶融 3、産業廃棄物の再生処理、中間処理 4、産業廃棄物の収集、運搬業 5、地区別廃棄物の処理と収集運搬業 6、プラスチック製品の販売業 7、輸出及び輸入業 8、スクラップの輸出及び輸入業 9、前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	2 0 0 0 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 0 0 株	
資本金の額	金 1 0 0 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は当会社の承認がなければ譲渡又は取得する事が出来ない	
役員に関する事項	取締役 高 山 淳 一	令和 2 年 1 2 月 3 1 日重任
		令和 3 年 8 月 2 6 日登記
	取締役 高 山 定 晃	令和 3 年 8 月 6 日高山 淳一の名変更
		令和 3 年 8 月 2 6 日登記

三重県松阪市肥留町 3 8 5 番地 1
株式会社サン・テス

	三重県松阪市湊町 1 8 4 番地 6 代表取締役 高 山 淳 一	令和 2 年 1 2 月 3 1 日 重任
		令和 3 年 8 月 2 6 日 登記
		令和 3 年 8 月 6 日 高山 淳一の名変更
		令和 3 年 8 月 2 6 日 登記
登記記録に関する 事項	設立 平成 2 0 年 9 月 2 9 日 登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和 7 年 9 月 2 6 日

津地方法務局松阪支局
登記官

溝 口 和 孝

